

山梨県公報

号外第十八号

平成二十三年

三月十日

木曜日

目次

人事委員会

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月十日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第七部の項中、「刑事調査官」を「検視官」に改め、同項の次に次のように加える。

甲府警察署	副署長	五種
南甲府警察署	刑事署長	六種(人事委員会が認める者にあつては五種)
	地域交通管理官	
	副署長	二種
	署長	五種
	刑事署長	六種(人事委員会が認める者にあつては五種)
	地域交通管理官	

別表第七中
甲府警察署
南甲府警察署
南アルプス警察署
日下部警察署
大月警察署
富士吉田警察署
日下部警察署
大月警察署
南アルプス警察署
日下部警察署
大月警察署

南アルプス警察署の項とし、同項の次に次のように加える。

日下部警察署	署長	四種(人事委員会が認める者にあつては三種)
大月警察署	副署長	六種(人事委員会が認める者にあつては五種)
	地域交通管理官	

附則

この規則は、平成二十三年三月十一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番